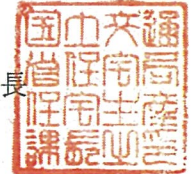


「よすが」を創る会  
木目沢 善喜 様

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成29年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について（第2回）

地域型住宅グリーン化事業評価事務局より各グループの進捗状況の報告を受け、貴殿が代表を務めるグループの配分額を別紙1のとおり変更することが決定いたしましたので、通知いたします。

なお、今回通知する配分額は変更後のものであり、平成29年12月6日付け採択通知の配分額に追加するものではありませんので、ご注意ください。

また、既配分額の調整のための第3回進捗状況調査は、1月下旬頃の開始を予定していますので、当該調査にて変更の要望を申請してください。

<配分額の変更の有無>

貴グループは配分額の変更があります。

(担当)

国土交通省住宅局住宅生産課  
塚田、丹羽、中舎

1. グループの名称  
「よすが」を創る会
2. 地域型住宅の名称  
ふくしま魁の家
3. グループ番号  
06-0108-0140
4. グループへの配分額
  - (1) 長寿命型
    - ①補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠  
500 万円 (1戸当たり原則100万円の配分とする)
    - ②施工事業者に制限を設けない実施枠  
1800 万円 (1戸当たり原則100万円の配分とする)
  - (2) 高度省エネ型 (認定低炭素住宅)  
100 万円 (1戸当たり原則100万円の配分とする)
  - (3) 高度省エネ型 (性能向上計画認定住宅)  
100 万円 (1戸当たり原則100万円の配分とする)
  - (4) 高度省エネ型 (ゼロ・エネルギー住宅)
    - ①平成27年・28年度の補助金の活用実績が4戸(8戸<sup>※</sup>)未満の施工事業者によるランクアップ外皮平均熱貫流率を達成する住宅枠  
0 万円 (1戸当たり原則165万円の配分とする)
    - ②平成27年・28年度の補助金の活用実績が4戸(8戸<sup>※</sup>)未満の施工事業者による実施枠  
495 万円 (1戸当たり原則165万円の配分とする) **前回よりも+165万円**
    - ③ランクアップ外皮平均熱貫流率を達成する住宅枠 (施工事業者に制限を設けない)  
0 万円 (1戸当たり原則150万円の配分とする)
    - ④施工事業者に制限を設けない実施枠  
0 万円 (1戸当たり原則150万円の配分とする)
  - (5) 加算措置 ((1)～(4)について、要件を満たす場合に加算可能な枠)
    - ①地域材加算  
40 万円 (1戸当たり10万円又は20万円で選択可能な配分とする)
    - ②三世代加算  
120 万円 (1戸当たり30万円の配分とする)
  - (6) 優良建築物型  
0 万円 (1㎡当たり1万円の配分とする)

※ 東日本大震災の特定被災区域または平成28年熊本地震の被災地に存する住宅生産者の場合

<参考：前回（平成29年12月6日付け配分額変更通知）の配分額>

(1) 長寿命型

①補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠

500 万円（1戸当たり原則100万円の配分とする）

②施工事業者に制限を設けない実施枠

1800 万円（1戸当たり原則100万円の配分とする）

(2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅）

100 万円（1戸当たり原則100万円の配分とする）

(3) 高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）

100 万円（1戸当たり原則100万円の配分とする）

(4) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

①平成27年・28年度の補助金の活用実績が4戸(8戸\*)未満の施工事業者によるランクアップ外皮平均熱貫流率を達成する住宅枠

0 万円（1戸当たり原則165万円の配分とする）

②平成27年・28年度の補助金の活用実績が4戸(8戸\*)未満の施工事業者による実施枠

330 万円（BELS工務店の割合に基づく優先配分 0 万円を含む  
1戸当たり原則165万円の配分とする）

③ランクアップ外皮平均熱貫流率を達成する住宅枠（施工事業者に制限を設けない）

0 万円（1戸当たり原則150万円の配分とする）

④施工事業者に制限を設けない実施枠

0 万円（BELS工務店の割合に基づく優先配分 0 万円を含む  
1戸当たり原則150万円の配分とする）

(5) 加算措置（(1)～(4)について、要件を満たす場合に加算可能な枠）

①地域材加算

40 万円（1戸当たり10万円又は20万円を選択可能な配分とする）

②三世代加算

120 万円（1戸当たり30万円の配分とする）

(6) 優良建築物型

0 万円（1㎡当たり1万円の配分とする）

5. 附帯条件及び留意事項

- ・ 4の(1)長寿命型、(2)高度省エネ型（認定低炭素住宅）、(3)高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）、(6)優良建築物型については別紙2に記載。
- ・ 4の(4)ゼロ・エネルギー住宅については別紙3に記載。

6. 交付申請書等の入手先・提出先・問合せ先

交付申請等の手続き方法及びお問い合わせについては、以下の支援室ホームページに掲載する手続きマニュアルに基づき、必要な書類を支援室にご提出ください。

(1) 長寿命型（長期優良住宅）及び優良建築物型

地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地 神楽坂1丁目ビル6階

TEL：03-5229-7561

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

URL：<http://www.chiiki-grn-choju.jp>

(2) 高度省エネ型 (認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅)

地域型住宅グリーン化事業 (高度省エネ型実施支援室 (ゼロエネ審査室))

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番21号 東ビル6階

TEL : 03-5579-8250

e-mail : zero@kkj.or.jp

受付 : 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

URL : <http://kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo>

7. 配分変更に関する問合せ先

地域型住宅グリーン化事業評価事務局 (平成29年度)

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目2番地19 アドレスビル5階

TEL : 03-3560-2886

受付 : 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

URL : <http://chiiki-grn.jp/>

**長寿命型、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅及び  
優良建築物型の附帯条件及び留意事項**

1. 附帯条件

- ① 今回の配分額の変更により追加で事業の対象となる住宅・建築物、追加配分により事業の対象となる住宅・建築物は、本通知発出日（平成30年1月22日）以降に着工が可能となります。
- ② 補助金交付申請マニュアルに示された期限までに交付申請等の必要な手続きを行って下さい。なお、所定の期限までに事業に着手しない場合や交付申請等の手続きを行わない場合は、補助金が交付されないことに留意して下さい。
- ③ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ④ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑤ 採択を受けたグループについては、平成29年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。
- ⑥ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。
- ⑦ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を再度行います。
- ⑧ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアルによります。

2. 留意事項

- ① 本通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
- ② 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

## ゼロ・エネルギー住宅の附帯条件及び留意事項

### 1. 附帯条件

- ① 原則として、エネルギー削減率は $R_0$ 値 $\geq 20\%$ かつ $R$ 値 $\geq 100\%$ であること。また外皮平均熱貫流率は適用申請書に記載がある基準 $U_A$ 値を上回らないこと。
- ② B E L S 認証による住宅は交付申請受理後、評価委員会による住宅は交付決定日以降に着工が可能です。
- ③ 平成29年度中に着手（請負住宅においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）に至らない住宅は、補助対象となりません。
- ④ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ⑤ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑥ 採択を受けたグループについては、平成29年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。
- ⑦ 補助期間終了後、本事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。
- ⑧ 本事業により建設する住宅の施主または購入者に対して、エネルギー削減率を書面にて明示し、入居後の1年間のエネルギー消費に関する報告とその内容がわかるものの提出に協力していただきます。
- ⑨ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を行います。
- ⑩ その他の条件については、地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領及び地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアルによります。

### 2. 留意事項

- ① この採択通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
- ② 採択されたグループの適用申請書については、「地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領」記載のとおり、提出された様式1から様式3を評価事務局ホームページで公開します。この公開は、消費者のグループへの信頼性向上、グループ間相互の情報交流による各グループの一層の取り組み強化、今後採択を目指すグループへの参考等に資することを目的としています。
- ③ 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。
- ④ 補助金の交付対象は、募集要領で定めるものであることを確認のうえ、交付申請時に明示すること。なお補助対象外の項目が含まれる場合には、交付申請の審査において、補助金の申請額の変更を求めることがあることに留意すること。
- ⑤ ゼロ・エネルギー住宅とするための掛り増し費用として申請する場合は、事務事業者が手続きマニュアルに定める補助対象額の算定方法に従うこと。また、掛り増し費用の1/2に相当する額を補助金として申請する場合は、手続きマニュアルの「表2・掛り増し費用の対象工事」のみが補助対象となることに留意すること。